

学校園の再開後の対応について

1 趣旨

緊急事態措置の実施が解除されたが、それにより感染拡大のリスクがなくなったわけではない。学校園においては、基本的な感染対策を継続する「新しい生活様式」を採り入れながら、児童生徒等及び教職員の感染リスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を進めることが求められる。

また、学校教育が協働的な学び合いの中で行われる特質を有することに鑑み、授業時数の確保に努めるとともに、学校行事等も含めた学校教育ならではの学びを大事にしながら教育活動を進めていくことが必要である。

このようなことを踏まえた上で、学校園の臨時休業が長期間続いたことにより大きな課題となっている、子供の「学びの保障」や「心身の健康」などに対して、次のような2つの観点を持って取り組んでいく。

2 「学びの保障」の観点から

新たな教育課程編成の工夫や授業時数の確保を図り、子供たちの「学びの保障」を図る。

(1) 新たな教育課程の編成の工夫

ア 学習内容の配列の工夫

各単元における身に付けさせたい力を明確にし、関連する内容や系統性のある単元を同時期に実施するなど指導順序や学習内容の配列を工夫する。

イ 学習活動の重点化

学校でしか実施できない学習活動に重点化し、個人でも実施可能な学習活動の一部を家庭学習等で行う。

ウ 学校行事の精選

学習指導要領に定められている学校行事の内容を精選し、重点化を図るとともに準備期間の縮減等の工夫を行う。

(2) 授業時数の確保

ア 長期休業期間の短縮

夏季休業期間及び冬季休業期間を短縮することにより、授業時数を創出する。

イ 週当たり1コマの授業時間の追加

5時間目までの授業日を6時間目まで実施するなど週当たり1コマの授業時間の追加や、15分や20分のモジュール（短時間学習）を週3日実施することにより授業時数を創出する。

ウ 学校給食実施による授業コマ数の増加

従来予定していなかった長期休業日の前後などに学校給食を実施することにより、授業時数を創出する。

3 「生徒指導上」の観点から

長期の臨時休業後の子供の命を守ることを最重点とし、感染症へのおそれや学校生活への不安等、心理的ストレスを抱えている子供たちを支援する体制を整える。

(1) 児童生徒等の状況把握

登校時にきめ細かく健康観察をするとともに、アンケート調査や教育相談等を丁寧に行うなど児童生徒等の心身の状況把握に努める。

(2) 心のケア

ア 学校園全体での共通理解による組織的な対応

心理的ストレスを抱えている子供に対して、学校園全体で共通理解を図った上で、心の健康問題への組織的な対応を行う。

イ 専門家、関係機関と連携した支援

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家と連携し、関係機関等の協力を得ながら児童生徒理解に基づいた適切な支援を行う。

(3) 人権意識の醸成

ア 正しい知識に基づく発達段階に応じた指導

新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を基に適切な行動をとることができるよう、発達段階に応じた指導を行う。

イ 感染者等に対する偏見や差別を許さない指導

感染者や濃厚接触者とその家族や、医療従事者とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は断じて許されるものではないという指導を徹底する。

(4) インターネットトラブルの防止

インターネット上における危険性について正しい知識を持つための情報モラル教育を充実するとともに、ネットトラブルによる犯罪被害を防止するための取組を行う。

4 その他

- ・ 臨時休業中に実施していた ICT を活用した指導・支援は、継続して実施する。
- ・ 1人1台のタブレット端末整備による GIGA スクール構想の早期実現に取り組む。

学校園の再開後の対応について

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動の実施

- ◎「姫路市立学校園の再開に向けてのガイドライン」に基づき学校教育活動を実施する。
- ・学校園における感染症対策の実施〔家庭での健康観察、授業時間中・休み時間・給食時間の対策等〕

「学びの保障」の観点から

■ 基本的な考え方

新たな教育課程の策定や授業時数の確保を図り、子供たちの「学びの保障」に努める。

- 1 新たな教育課程の編成の工夫
 - ・学習内容の配列の工夫
 - ・学習活動の重点化
 - ・学校行事の精選
- 2 授業時数の確保
 - ・長期休業期間の短縮
 - ・週当たり1コマの授業時間の追加
 - ・給食実施による授業コマ数の増加

「生徒指導上」の観点から

■ 基本的な考え方

長期の臨時休業後の子供の命を守ることを最重点として、感染症への恐れや学校生活への不安等、心理的ストレスを抱えている子供たちを支援する体制を整える。

- 1 児童生徒等の状況把握
 - ・きめ細やかな健康観察、アンケート調査、教育相談等
- 2 心のケア
 - ・学校園全体での共通理解による組織的な対応
 - ・専門家、関係機関と連携した支援（SC,SSW等）
- 3 人権意識の醸成
 - ・正しい知識に基づく発達段階に応じた指導
 - ・感染者等に対する偏見や差別を許さない指導
- 4 インターネットトラブルの防止
 - ・情報モラル教育の充実と犯罪被害防止の取組

- ◎紙の教材に加え、可能な限りICTを活用した指導・支援は継続。GIGAスクール構想の加速。
- ◎児童生徒等に感染又は感染疑いが発生した場合の対応。

姫路市立学校園の再開に向けてのガイドライン

1 感染症対策の基本的な取組について

1 基本的な感染症対策の実施

感染症対策のポイントは「感染源を絶つこと」「感染経路を絶つこと」「抵抗力を高めること」であることを踏まえた取組を行う。

(1) 感染源を絶つこと（教職員についても同様の対応とする）

ア 毎朝、登校前に検温及び風邪症状の確認をする。

イ 発熱や風邪症状のみられる場合は登校せず、自宅で休養をとる。

(2) 感染経路を絶つこと

ア 石けんによる手洗いを徹底する。

（首相官邸 <https://www.kantei.go.jp/jp/content/000059529.pdf>）

イ 咳エチケットを徹底する。

（姫路市保健所 <https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000003672.html>）

ウ 多くの児童生徒が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチ、水洗レバー、蛇口等）は、1日1回以上、消毒する。

（姫路市保健所 <https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000011799.html>）

(3) 抵抗力を高めること

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心がけるよう指導する。

2 集団感染のリスクへの対応

クラスターの発生を防止するために「密閉空間であり換気が悪い」「近距離での会話や発声がある」「手の届く範囲に多くの人がいる」状況を避ける。

(1) 可能な限り窓は常時開けておく。2方向のそれぞれ1つ以上の窓を開ける。

(2) マスクを着用する。

(3) 多くの児童生徒が手の届く距離に集まる状況をできるだけ作らない。

2 登校可能日の分散登校について

【学校共通】

(1) 1クラスの人数は20名程度とする。

(2) 登校時刻は、通常登校の時刻とする。学校滞在時間は、午前中2時間以内として学校の現状に応じて設定する。

（例）課題の確認（回収・配布）、健康確認、教育相談

オンライン学習の確認、今後の連絡等

(3) 分散登校開始にあたり、事前に児童生徒や保護者へメール配信やプリントで丁寧に連絡をしておく。

ア 登下校については通常の時間帯と異なることがあるので、安全に留意すること。

イ 登校後の児童生徒の流れや、教室内の座席配置等を明確にすること。

(4) 授業日としない。

(5) 児童生徒の下校後、登校しなかった児童生徒への連絡をする。

【小学校・義務教育学校（前期）】

(1) 校区を地区毎の2つに分ける。（A班とB班）

(2) 登下校の安全面優先（集団登下校・兄弟姉妹・1年生への配慮）

(3) 班分けの設定により学年、クラスの人数に偏りが出ることもあるが、担任にこだわらず指導体制をとることで、教室内の密状態を避ける工夫をする。

【中学校・義務教育学校（後期）】

学級を出席番号（奇数番号と偶数番号）等の2つの班に分け、班ごとに隔日で登校する。

3 学校再開の分散登校について

【学校共通】

(1) 再開1日目～10日目までは、登校可能日同様の分散登校とするが、午前・午後に分散する。

(2) 1クラスの人数は20名程度とする。

(3) 午前中の登校時刻は、通常登校の時刻とし、午後は13時とする。

(4) 分散登校開始にあたり、事前に児童生徒や保護者へメール配信やプリントで丁寧に連絡をしておく。

・登下校については通常時間帯と異なることがあるので、安全に留意すること。

(5) 児童生徒の下校後、登校しなかった児童生徒への連絡をする。

【小学校・義務教育学校（前期）】

40分授業を2コマ、学習タイム（20分間の短時間学習）を行う。

（例）午前は、8:30～11:10、午後は、13:00～15:40

【中学校・義務教育学校（後期）】

45分授業を3コマ行う。

（例）午前は、8:30～11:30、午後は、13:00～16:00

4 学校における新型コロナウイルス感染症対策について

1 家庭での健康観察（職員も同様の扱いとする）

・登校前に、保護者が体温の測定、風邪症状等の有無を確認し、健康カードや連絡帳に記入する。

・発熱、風邪症状等がある場合は、登校しない。（症状がなくなるまで、出席停止とする）

2 登下校中の注意事項

・全員マスクを着用して登下校させる。

・登下校中も密閉、密集、密接にならないよう気をつけさせる。

（集団登下校では1列になり間隔をあける、スクールバスは座席に気を付ける等）

3 登校後の確認

- (1) 教室に入る前に、体温測定や健康チェックをしてくれているか確認する。
(校門で確認、運動場や体育館で各学年の場所を決めて確認等、密にならないよう工夫する)
- (2) 発熱や風邪症状がある場合は、速やかに保護者に迎えを依頼する。
(他の児童生徒と接触しないよう待機させる)
- (3) マスクを着用しているか確認する。
(マスク忘れを想定し、保護者に届けてもらう、キッチンペーパーでマスクを作成しておく、カバンに予備のマスクを常備させておく等、対策をしておく)
- (4) 学校到着後、手洗いを行わせる。
(密集しないように手洗い場の割り当てを行っておく)

4 教室での健康観察

体調不良を訴えた場合は、保健室等でチェックを行い、速やかに保護者に迎えを依頼する。

5 授業について(職員も手洗いや換気に対しては同様の扱いとする)

- (1) 原則はマスクを着用する。
- (2) 座席は隣との間隔をあける。
- (3) 授業中の発表の際は、マスクを着けたまま発言させる。
- (4) 窓は常に開けておくようにする。
※転落防止のため、外に面した窓側に柵や机などをつけた状態にしておかない。
- (5) エアコン、扇風機を使用する場合は、窓が開いている状態で使う。
- (6) マスク着用による暑さ対策として、冷却タオル等、児童の避暑対策の使用を認める。
- (7) 目、口、鼻への接触があるような教具は、使用を控える。
(例 顕微鏡、リコーダー、マイク等)
- (8) 図書室、パソコン室、家庭科室、音楽室、体育館等は、室内に入る前に手洗いを徹底する。
- (9) 身体接触や密接することが考えられる授業については、年間指導計画の中で指導の順序を変更することや、より具体的な感染症対策を講じるようにする。
(参考：文部科学省令和2年4月23日時点 新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&A 問34)

6 休み時間について

- (1) 休み時間は必ず換気をする。
- (2) 図書室の利用は、人数や使用時間を制限するなど、密閉、密集、密接にならないよ

う工夫する。

- (3) トイレの後や外遊びなどから教室へ戻る前には、必ず手洗いを行わせる。
- (4) 休み時間後の手洗いについて授業を始める前に必ず確認する。

7 給食について

- (1) 配膳前に換気する。(5分程度)
- (2) 手洗いを徹底する。(クラスで順番を決めるなど、密集しないよう工夫する)
- (3) 給食当番の健康観察を行う。
- (4) 給食室(配膳室)での密集を避けるため、時間差をつけて、順番に入室するようにする。
- (5) 配膳はできるだけ少人数で行う。(途中で交代などしないようにする)
- (6) エプロン等を着用した給食当番が配る。
- (7) 給食当番以外は、座って待つ。
- (8) 机は前向きにする。
- (9) 給食時間中(準備から片付けまで)は、会話をできるだけしない。
- (10) 食べ始める直前にマスクをはずし、食べ終わったらすぐにマスクをつける。

8 清掃について

- (1) 登校可能日・学校再開(分散)
 - ア 教室・廊下等のごみ拾い程度とする。
 - イ トイレについては、教師が行う。
- (2) 学校再開(通常)
 - ア 教室・廊下・階段・各特別教室・トイレ等、通常の掃除場所を掃除する。
 - イ ほうき、ちりとり、雑巾等の使用後は、必ず手洗いをする。
 - ウ 手洗い場・ごみ捨て・下足場等の密集しやすい場所に十分配慮する。

9 児童生徒の下校後

多くの児童生徒が手を触れる場所(ドアノブ・手すり・スイッチ・水洗レバー・蛇口等)の消毒を行う。(次亜塩素酸ナトリウムによる消毒方法を再確認し、消毒の分担場所を決めておく)

10 部活動について

- (1) 登校可能日・分散登校日については、部活動は実施しない。
- (2) 学校再開後(通常)の給食再開日より、部活動を実施できる。

【部活動における基本的事項】

以下の事項等を徹底した上で実施する。

- (1) 感染に不安・心配を感じている生徒及び保護者には、本人や保護者の意向を尊重し、参加を強制しない。

(2) 部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われる活動であるが、感染拡大防止による健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等が部活動の実施状況を把握すること。

※安全チェック表で確認し、顧問は、生徒の健康面・安全面の意識を高める。

(3密回避ができていないか・手洗いの徹底がされているか。)

(3) 活動前に健康チェック表で健康観察を行い、体調が悪い生徒・発熱（微熱）のある生徒については、参加を控え、下校させる。活動中においても、健康・安全を見守る。

(4) 部活動の前後や休憩時間等には、こまめに水分補給と手洗いを行わせる。

(5) ラケットやウェア、タオル、ビブス、コップ等の共有はしない。

(6) 校庭や体育館など使用が重なる場所では、密集しないよう顧問間で調整し、日時や場所の割り当てを決める等分散させる。

(7) 部活動再開当初については、体力が落ちている生徒もいるため、無理をさせないように激しい運動を控え、短時間の活動にする。また、準備運動やストレッチの時間を十分に確保する。

(8) マスクを着用したまま運動を行うと、呼吸がしにくくなり、心臓や肺に負担がかかるため、激しい運動は控える。また、今後気温が高い日が増え、マスク着用により、体に熱がこもり、熱中症の危険性も高まることを意識して、しっかり水分を補給させる。

(9) 部室や更衣室等での狭い空間では、クラスターが発生しやすいことから、短時間の利用や一斉に利用しない等十分に配慮する。

※ 生徒が部室に密集することを避け、男子は〇〇教室、女子は△△室で着替える（◇◇部は、▽▽室で着替える）等工夫する。

(10) 体育館・武道場・音楽室・教室等の屋内での活動については、できるだけドアを開けたままにし、換気を徹底する。

(11) 複数の生徒が触れる箇所や用具を消毒するなど対策を行う。

(12) 練習中の身体接触に伴う感染を防止するため、練習内容を工夫する。

(13) 大声での応援、ハイタッチ、握手、補助などの身体接触は避ける。

(14) 声出しについては、必要な会話や合図程度にとどめ、特に近距離での会話や室内で一斉に大声を出すことなどは避ける。

(15) 音楽系の活動は、個人練習、パート練習にとどめ、活動場所も分散させるなど対策を徹底する。歌う際にはできる限り一人一人の間隔を空け、人がいる方向に口が向かないようにする。

(16) 準備や片付けにおいても、近距離になる状況を避ける。

【対外練習試合・県内外遠征等について】

(1) 生徒の健康状況や姫路市又は、他市町の発生状況を注視し、それらによっては校内及び通常の練習会場での活動のみとし、当面の間は、対外的な活動（練習試合等を含む）は見合わせる。

【土・日の部活動について】

- (1) 休日の部活動についても上記のとおりとする。
- (2) 各校の部活動ガイドラインに沿って、行うこととする。

【朝練について】

当面、登校してきた生徒の感染予防に努めるためにも朝練は行わない。